

平成25年(ワ)第38号 原状回復等請求事件

原 告 中島孝 外799名

被 告 東京電力株式会社 外1名

審理進行についての意見書

平成25年6月14日

福島地方裁判所第一民事部 御中

被告東京電力株式会社

訴訟代理人弁護士 棚 村 友 博



頭書事件については現在答弁書を準備中であるが、現時点において、原告らの請求のうちの損害賠償請求については、以下の点が問題となるものと考えており、今後の審理計画を定めるに当たっては、これらの点についての整理がなされることが必要であると思料する。

1 原告らは本件訴訟において、被告東京電力に対し、民法709条に基づいて本事故により原告らに生じた精神的損害（慰謝料）の賠償を求めている。

しかしながら、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原子力損害賠償法」という。）3条1項本文は、「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。」と規定し、民法709条が不法行為成立の要件とする故意又は過失を問題とすることなく、原子炉の運転等の際にこれにより原子力損害を与えたときは、当該原子力事業者が賠償責任を負うこととしている。

このような原子力損害賠償法に基づく無過失責任に基づく賠償規定は民法の不法行為責任に関する特則であり、民法709条の要件とする「故意又は過失」の要件を不要として被害者保護等を図ろうとするものであるから、原子力損害賠償法3条の責任要件を内包し、かつ、これに他の要件を付加して初めて認められる民法上の不法行為に基づく損害賠償請求を重ねて許容すべき必要性はなく、「故意又は過失」を巡って当事者に不必要的攻撃防御の負担を負わせることは、かえって、原子力損害賠償法が無過失責任を定めてかかる要件を不要としている趣旨を没却することとなる。

したがって、原子力損害については、民法上の不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除され、原告らは被告東京電力に対して、民法上の不法行為に基づいて損害賠償を求めることはできないというべきである（水戸地判平成20年2月27日・判例時報2003号67頁。なお、東京高判平成21年5月14日・判例時報2066号54頁においても、当該争点については第一審の判断を引用して同様の判断がなされ、上告不受理によって確定している。）。

2 他方、原子力損害賠償法3条本文は、「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。」と規定していることから、本事案に関して、原告らがかかる法令規定の定める要件事実について主張・立証している場合には、原告らが原子力損害賠償法3条本文に基づく損害賠償責任を追及するための事実主張に欠けるところはないと解する余地もある。

けだし、民法709条に基づく責任追及の要件事実は、原子力損害賠償法に基づく損害賠償請求の要件事実を内包している（完全に重なり合っている）ため、民法709条に基づく被告東京電力の「故意又は過失」を問題とするまでもなく、原子力損害について、原子力損害賠償法の効果によって、被告東京電力の無過失責任に基づく賠償責任を基礎付けることが可能とも考えられるからである（もと

より、個別の損害についての相当因果関係の有無及び損害論については別論である。)。

そして、原告らは、本件事故によって、「放射性物質によって汚染されていない環境において生活する権利」が侵害されたと主張しているのであるから、本件事故と因果関係のある原子力損害が各原告に生じたと主張している、すなわち原子力損害賠償法第3条本文に基づく損害賠償責任を追及するための事実主張を全て行っていることは明らかである。

したがって、このような観点から、本件審理に当たっては、原告らの損害賠償請求に係る責任論に関する争点を整理する必要があるというべきである。

3 なお、被告東京電力は、原告らによる民法上の不法行為に基づく損害賠償請求についてはこれを争う予定である。

今回の福島第一原子力発電所における事故は、地震に関する専門機関も予見し得なかつた巨大地震及び巨大津波に起因して生じたものであり、このことは文部科学省地震調査研究推進本部が上記巨大地震発生当日に発表した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の評価」においても「今回の震源域は、岩手県沖から茨城県沖までの広範囲にわたっていると考えられる。地震調査委員会では、宮城県沖・その東の三陸沖南部海溝寄りから南の茨城県沖までの個別の領域については地震動や津波について評価していたが、これらすべての領域が運動して発生する地震については想定外であった」とし、また、平成23年4月27日に開催された中央防災会議において示された「東北地方太平洋沖地震－東日本大震災－の特徴と課題」の中でも、「想定をはるかに超えた大きな地震・津波規模と広域で甚大な津波被害」とされている。

したがって、このような専門機関においても予見し得なかつた巨大地震に起因して生じた本件事故について、被告東京電力に故意又は過失はない。

4 被告東京電力においては、本件訴訟以外の賠償請求においては、原子力損害賠償法に基づいて、原子力損害賠償紛争審査会の定めた中間指針等を踏まえて、すでに多数の方々に対して精神的損害を含めた賠償を行っているところであり、本件訴訟において、そのような賠償の実情と全く異なる審理進行とすることは、前記のとおりの原子力損害賠償法の趣旨にかんがみても相当ではないと思料する。

以 上